平成２７年（フ）第３４０号
神戸市長田区丸山町１丁目８番24号
破産者　秋草　英雄
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４７号
広島市安佐北区あさひが丘４丁目14番31号
破産者　荒田　吉丸
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７７号
広島市佐伯区八幡が丘１丁目１番17―６号、開始決定時の住所広島市南区東雲２丁目12番６号
破産者　宗近　哲美
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５１０号
広島県東広島市西条町寺家4947番地３
破産者　前田　淳子
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５号
香川県丸亀市土器町東５丁目523番地コーポパインズ105号、開始決定時の住所香川県丸亀市垂水町3224番地20
破産者　白井　信幸
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第３２号
香川県丸亀市塩屋町３丁目９番９号　サンライフ・グランデージュＡ棟201号
破産者　倉田　　裕
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第４８号
香川県丸亀市今津町735番地15
破産者　藤　　弘
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第７６号
香川県坂出市江尻町1619番地５
破産者　吉田　定子
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１６９号
北海道河東郡音更町大通９丁目１番地３　東新緑団地１号棟９号室
破産者　阿部　聖二
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
宮城県名取市美田園５丁目12番地の６　プリムローズ美田園401号、開始決定時の住所青森市松原３丁目14番27号　タケダビル606号
破産者　中橋　伸市
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６１号
岩手県盛岡市松園１丁目１番１号　フレグランス・コトー105号、開始決定時の住所青森県八戸市大字鮫町字忍町12番地２（開始決定時の住民票上の住所）青森県八戸市大字鮫町字二子石11番地３
破産者　吉田　英泉
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
山形県米沢市中田町658番地の３　県営中田第一アパート４号436号室、開始決定時の住所山形県米沢市春日２丁目13番16号
破産者　コーヒーコインこと　佐々　　淳
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１９８６号
横浜市南区清水ケ丘238番地１　コンフォール清水ケ丘２号棟402号室
破産者　浅田　修平
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５８号
岐阜県各務原市蘇原新栄町１丁目91番地
破産者　大矢　　清
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３１４号
静岡県磐田市下大之郷926番地４、前住所静岡県磐田市天龍２番地14
破産者　藍木　紀貴
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３５４号
静岡県浜松市天竜区山東4438番地の４
破産者　伊藤　　茂
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係